

令和3年3月1日

各指定障がい者支援施設 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長
運営指導課長

**障がい福祉サービス等事業所で新型コロナウイルス感染症が
確認された場合の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）**

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、障がい福祉サービス等事業所において、新型コロナウイルス感染症の対応に伴う障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いをお示しているところですが、別添のとおり厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課より臨時的な取扱い（第9報）が示されました。

つきましては、取扱いの詳細について、次のとおりお知らせします。ご確認のうえ対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 厚生労働省（第9報）に基づく臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年2月2日変更）において、「退院基準を満たした患者について、高齢者施設等における受入れを促進すること」とされたことを踏まえ、障害者支援施設が新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者を受け入れた場合に、

- ・ 健康観察や健康管理など、医師との連絡体制や看護職員による専門的なケアも含む体制整備
- ・ 退所後の生活に係る相談援助（入院前に利用していた在宅サービス事業所や相談支援事業所との連携を含む）

等の手間を評価する観点から、地域移行加算について、特例的に30日間を上限として当該退院患者の入所中に限り算定を可能とし、令和3年2月22日より適用とします。

利用者負担額への影響も踏まえた本人同意の必要性及び具体的な請求事務の取扱いについては厚生労働省事務連絡（第9報）問3、特例介護給付費の留意点については問4をご参照ください。

2 添付資料

- ・【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第9報）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年2月2日変更）

3 参考（新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ）

- ・大阪市ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

- ・新型コロナウイルス感染症への対応等についてホームページ（大阪市福祉局障がい者施策部）
※各種事務連絡掲載

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608